

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成28年6月22日として行った愛の手帳の更新決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より重い度数への変更を求めるものである。

なお、本件審査請求書の趣旨欄には、「「上記の判定」の見直し、再判定を求める」と記載されているが、「再判定を求める」部分については、行政不服審査法に基づく処分についての審査請求が、違法又は不当な処分の取消し、変更又は公権力の行使に当たる行為の撤廃、変更を求めるものでなければならない（同法1条、46条、47条）ところ、そのいずれにも該当せず、却下を免れないものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、請求人の知的障害の状態は障害の度数が総合判定4度（軽度）よりも重い度数に相当するものであるとして、判定の見直し、再判定を求めており、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものである。

請求人は、たびたび代理人（父）に暴力をふるうため、（請求人と同席する）面談の場で、代理人（父）は本当の状況を説明できなかった。

2回は警察のお世話にもなっているため、警察に問い合わせてもらえば面談の時と症状が出ているときの様子が違うことはわかってもらえる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月13日	諮問
平成28年12月15日	審議（第4回第1部会）
平成29年 1月17日	審議（第5回第1部会）
平成29年 1月24日	処分庁へ調査照会
平成29年 2月 8日	処分庁から回答を収受
平成29年 2月15日	審議（第6回第1部会）
平成29年 3月22日	審議（第7回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、要綱1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判定機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センターの所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、

心障センターの所長を経由して愛の手帳を交付するものとして
いる。

なお、総合判定基準表（別紙１）によれば、障害の度数につ
いて、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と
判定され、またプロフィールがおおむね「３」程度のものに該
当するもの」が３度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の
程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむ
ね「４」程度のものに該当するもの」が４度（軽度）とされて
いる。

- (3) 要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実
施細目（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日付 4 2 民児精発第 5 8 号） 4 ・
(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、
医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に
基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を
行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考と
して行うものとしている。
- (4) 要綱 7 条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3 歳、6 歳、1
2 歳、1 8 歳に達したとき、又は、この間において知的障害の
程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害
者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処
分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱 9 条
は、手帳の更新について、要綱 3 条、5 条及び 6 条の規定を準
用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センターの所長が作成した本件判定書の記載内容を
前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検
討する。

- (1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ50と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に該当する「4」と記載されている。

なお、請求人の母国語は〇〇語のため、日本語で検査を実施すると言語的な問題から適切な評価ができないと判断されたため、言語での説明を要する課題は、父の通訳のもとで実施された。

イ 「知的能力」については、面接等の際、請求人は〇〇語のホームドラマなどを好んで観ており、内容をある程度理解していること、アメリカドルであれば買い物時のお釣りの計算も可能であることを父から聞きとっているほか、知能検査場面での加減乗除の計算問題に全問正答していることから、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」に該当する「4」と記載されている。なお、「給与等の処理ができる」ことについて、処分庁にその趣旨を確認したところ、手持ちの金銭の価値を理解し、適当な支援を受けながら計画的に使えるかどうかということであるとの回答があった。

ウ 「職業能力」については、請求人は、平成28年5月までの2年間、自閉症の治療を受けるためアメリカで暮らし、パソコンの使い方で母国語である〇〇語入力やローマ字入力を習得した後、キーボードを使いウェブ検索ができるようになり、他者の助言により単純作業を理解し実行する程度の能力を有すると考えられることから、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」に該当する「4」と記載されている。なお、「単純作業」について、具体的にどのようなレベルの作業を指すのか処分庁に確認したと

ころ、手順が明確で見通しが持ちやすいこと、作業内容の変化が少なく、繰り返しの作業であること、一定時間継続して行うこと等が特徴であるとの回答があった。ただし、ウェブ検索ができることがこのレベルの作業に当たるかどうかについては若干疑問が残る。

エ 「社会性」については、面接等の際の父からの聞きとりでは、請求人は、他者と物理的な接触があったときや注意を受けたときなど、攻撃されたと感じると腹を立て、叩く、つねる等の他害行為が見られ、〇〇特別支援学校では、不穏時に別室移動などの対応をしてもらっていたとのことであるが、知能検査開始時には帽子を脱ぐなど、社会的場面でのふるまい方をある程度理解し、行動することが可能であると考えられることから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能」に該当する「3」と記載されている。

オ 「意思疎通」については、請求人は、心理判定時には父と母国語の〇〇語でスムーズに会話ができおり、また、〇〇語の字幕を頼りにドラマの内容をある程度理解することができる。一方、日本語では、多語文での簡単な会話やひらがなでのやり取りは可能であるが、複雑な内容の理解や漢字の読み書きは困難である。

以上から、言語面の問題も考慮した上で、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」に該当する「4」と「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に該当する「3」との中間に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」については、他害等の行動上の問題から安定剤を処方されているとのことだが、定期通院はしておらず、

身体的には健康であると考えられることから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に該当する「4」と記載されている。

キ 「日常行動」については、父からの聞き取りでは、請求人は他者との物理的な接触をきっかけとして他者を押したり叩いたりすることがあり、警察に保護されたことが2回ある、父の指示に従えず、父を殴るなどの暴力が頻回であるとのことだが、面接等において、請求人は安定剤を服用した状態で、落ち着いて判定を受けており、服薬によりある程度行動を抑制できるものと考えられることから、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」に該当する「3」と記載されている。

ク 「基本的生活」について、食事、排せつ、着脱衣、入浴、睡眠等、基本的な生活習慣については自立していることから、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」に該当する「4」と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち5項目が「4」と、1項目が「4」と「3」の中間に相当と、2項目が「3」とされている。

そして、上記各項目の程度は、請求人に対する面接等及び保護者への聞き取り調査により得られた所見に基づくものであって、「職業能力」の判定については若干疑問は残るものの、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね「4」程度のものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的発達症（軽度） 自閉症を有する。」と、心理学的所見欄には「CA 20 MA 8 : 0 IQ 50

(鈴木ビネー改訂版)」と、社会診断所見欄には「第1言語は〇〇語だが、日本語でも多語文で簡単な会話は可能。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、「職業能力」の判定については若干疑問が残るものの、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度(軽度)であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書において、上記(第3)のとおり主張するほか、反論書において、3度であった前回(平成24年10月25日交付)にくらべ、父を含む家族の目を見て(請求人の)症状は悪化している旨等主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、前述(1・(2)及び(3))のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定4度(軽度)であると判定するのが相当であることは、上記(2・(3))のとおりであるから、父から見た症状が出ているときの様子が請求人の主張するようなものであったとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできず、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、反論書において、請求人は男性と女性とで態

度が違い、面接の際は女性がいたのでふだんとは態度が違った、
（弁明書に卒業したと書かれている）〇〇特別支援学校には現在も通っており、問い合わせさせていただきたい、ほぼ毎日他害行為があり、集団生活を送ることが出来ていたとの弁明内容には同意できない、定期通院していないことをもって健康であると判定する身体的健康についての弁明内容にも同意できない、等るる述べるが、いずれも面接等を経てなされた本件処分の適否を左右するものとは認められず、特別支援学校に問い合わせる必要も認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2（略）